

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和4年11月17日
磯子警察署生活安全課

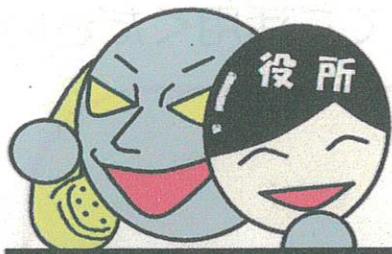
令和4年10月末現在

暫定値		令和4年10月末現在																	
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	詐欺			窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
						オレオレ	詐欺盗	キャッシュカード											
区内全域	令和4年	405	2	30	43	30	13		263	5		5	85	7	25	48	88	13	54
	令和3年	368	4	20	28	15	13		268	4	1	5	77	11	9	66	95	8	40
	増減	37	-2	10	15	15			-5	1	-1		8	-4	16	-18	-7	5	14
磯子	令和4年	58	1	1	4	4			37			1	12	2		8	14	2	13
	令和3年	44			5	1	4		25		1		7		1	3	13	3	11
	増減	14	1	1	-1	3	-4		12		-1	1	5	2	-1	5	1	-1	2
磯子台	令和4年	0																	
	令和3年	4			1		1		3				1		2				
	増減	-4			-1		-1		-3				-1		-2				
鳳町	令和4年	0																	
	令和3年	0																	
	増減	0																	
岡村	令和4年	23		1	2	1	1		14	1			3		3		7	3	3
	令和3年	22		3	3	2	1		14	1			4	2			7		2
	増減	1		-2	-1	-1							-1	-2	3			3	1
上町	令和4年	3		2															1
	令和3年	5		1					4				1	1	2				
	増減	-2		1					-4				-1	-1	-2				1
上中里町	令和4年	3							3				2				1		
	令和3年	5			1		1		4				3				1		
	増減	-2			-1		-1		-1				-1						
栗木	令和4年	6							5				2		1		2		1
	令和3年	4							3				1	1			1		1
	増減	2							2				1	-1	1		1		
坂下町	令和4年	1		1															
	令和3年	1			1	1													
	増減	0		1	-1	-1													
汐見台	令和4年	10			3	1	2		6						3	2	1	1	
	令和3年	4							4								4		
	増減	6			3	1	2		2						3	2	-3	1	
下町	令和4年	1							1								1		
	令和3年	0																	
	増減	1							1								1		
新磯子町	令和4年	1							1						1				
	令和3年	0																	
	増減	1							1						1				
新杉田町	令和4年	15							12		1	1			1	1	8	1	2
	令和3年	12		1					11			3			2	6			
	増減	3		-1					1		1	-2			1	-1	2	1	2
新中原町	令和4年	0																	
	令和3年	2			1				1								1		
	増減	-2			-1				-1								-1		
新森町	令和4年	0																	
	令和3年	0																	
	増減	0																	
杉田	令和4年	52		3	4	4			38				12	1	1	10	14	2	5
	令和3年	58	2	3	5	4	1		44	1			11			18	14	1	3
	増減	-6	-2		-1		-1		-6	-1			1	1	1	-8		1	2

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和4年10月末現在

暫定値		令和4年10月末現在																
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
滝頭	令和4年 令和3年 増減	17 9 8		3 3 3	3 3 3			11 6 5				5 2 3		2 2 2	3 1 3	1 1 0		3 -3 0
田中	令和4年 令和3年 増減	7 4 3		1 1 1			5 4 1	2 1 1				1 3 -2	1 1 1			1 1 0		1 1 0
中浜町	令和4年 令和3年 増減	3 4 -1		1 1 1			2 4 -2		-1			1 1 0		1 1 0		2 -2 0		
中原	令和4年 令和3年 増減	18 19 -1	1 1 0		4 -4 0	2 -2 0	2 2 -2	12 14 -2	1 1 0			6 4 2		1 1 0	1 5 -4	3 5 -2	2 2 0	3 1 2
西町	令和4年 令和3年 増減	10 7 3		3 1 2	1 1 1			5 6 -1				1 1 0			3 1 2	1 3 -2	1 1 0	
原町	令和4年 令和3年 増減	4 2 2						3 1 2					1 1 0		1 1 0	1 1 0		1 1 0
馬場町	令和4年 令和3年 増減	0 0 0																
東町	令和4年 令和3年 増減	12 17 -5			1 1 1	1 1 1		10 13 -3				5 4 1		1 1 0	4 2 2		6 -6 0	1 2 -1
久木町	令和4年 令和3年 増減	2 9 -7						2 8 -6					1 1 0		3 -3 0	1 1 0		1 -1 0
氷取沢町	令和4年 令和3年 増減	6 2 4						4 2 2						2 1 1		2 1 1		2 1 1
広地町	令和4年 令和3年 増減	3 5 -2		1 -1 0				2 3 -1				1 1 0			1 -1 0	1 -1 0		1 1 0
丸山	令和4年 令和3年 増減	16 13 3		2 2 0		1 -1 0		13 10 3	1 1 0		1 1 0	5 1 4			3 1 2	3 5 -2		1 1 0
峰町	令和4年 令和3年 増減	2 0 2		1 1 0				1 1 0								1 1 0		
森	令和4年 令和3年 増減	55 54 1		5 3 2	6 2 4	4 1 3	2 1 1	30 43 -13			1 1 0	15 11 4			6 17 -11	8 15 -7	1 1 0	13 6 7
森が丘	令和4年 令和3年 増減	3 2 1		1 1 0				2 2 0								2 2 0		1 -1 0
洋光台	令和4年 令和3年 増減	73 59 14		5 2 3	19 5 14	11 4 7	8 1 7	46 40 6			1 2 -1	13 15 -2	1 1 0	8 3 5	6 10 -4	17 10 7	1 4 -3	2 7 -5



還付金詐欺

「医療費の**還付金**があります」

「**ATM**で手続きできます」

こんな電話にダマされません!

「**会社の書類**を間違えて送った」

「**すぐにお金**を用意して」



オレオレ詐欺

被害防止のために

- ★ 常時留守番電話に設定しましょう!
- ★ 迷惑電話防止機能付き電話機を活用しましょう!
- ★ 犯人は皆さんの電話番号を知っているので“今の電話番号を変更する”ことも有効です!

磯子警察署 電話 (045) 761-0110

お話し中の電話に

※ 電話元に置いてご活用ください

★ 息子・孫から

- 仕事で失敗した
- 会社の書類を送った
- お金が必要

★ 役所から

- 医療費・保険料
- ATM



こんな言葉があったら、電話を切って
必ず警察・家族に確認してください！

磯子警察署

電話 (045) 761-0110

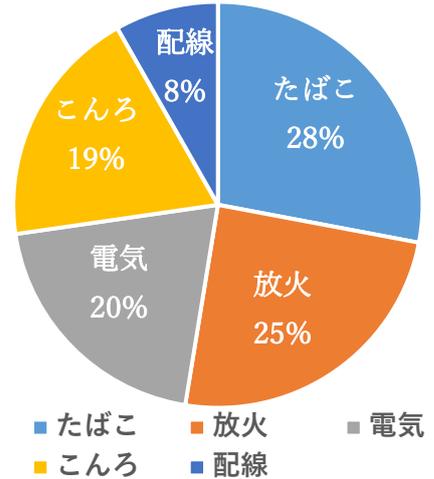
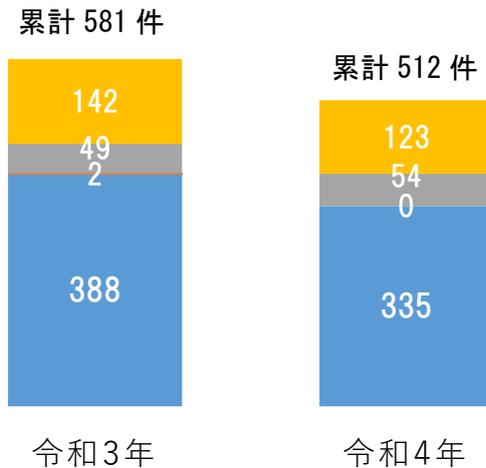
令和4年火災・救急状況

■ 市内の火災件数・原因（前年同月比）＜令和4年1月1日から10月31日まで＞

火災原因のうち最も多いのは「たばこ」次いで「放火」

市内火災件数・種別

■建物火災 ■船舶火災 ■車両火災 ■その他



■ 区内の火災件数・原因（前年同月比）＜令和4年1月1日から10月31日まで＞

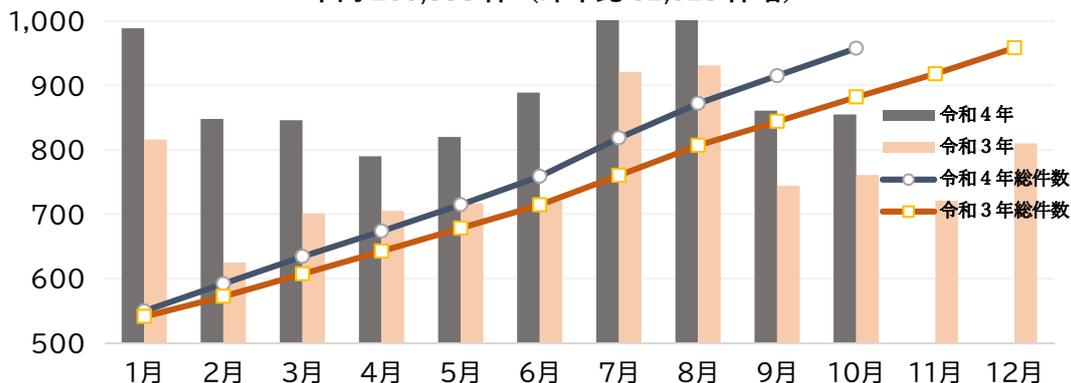
		令和4年	令和3年	増減
火災件数		18件	26件	△8件
種別	建物	10件	23件	△13件
	車両	3件	2件	1件
	その他	5件	1件	4件
主な出火原因	電気機器	5件	2件	3件
	こんろ	3件	4件	△1件
	たばこ	2件	2件	0件
	排気管	2件	0件	2件
	電灯・電話等の配線	1件	1件	0件
焼損面積		8㎡	288㎡	△280㎡
死者数		0人	1人	△1人
負傷者数		2人	7人	△5人

■ 区内の火災（10月発生分）

- ① 10月1日（土） 磯子区磯子一丁目 建物火災
- ② 10月27日（木） 磯子区杉田五丁目 建物火災

＜令和4年1月1日～令和4年10月31日＞

- 区内の救急件数
 - 区内 9,158 件 (昨年比 1,516 件増)
 - 市内 200,998 件 (昨年比 31,928 件増)



ウェブで学ぶ「(仮称)よこはま防災パーク」の創設 について皆様のご意見を募集します!

意見募集について

【募集期間】令和4年11月14日(月)から令和4年12月13日(火)まで

【募集対象】横浜市民だけでなく、どなたでも提出していただけます。

【提出方法】次のいずれかの方法でご意見を提出してください。提出様式は特に問いません。

- ① 郵送 (消印有効) : 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9 保土ヶ谷区総合庁舎5階
横浜市消防局予防課 宛
- ② FAX: 045-334-6610 ※「予防課宛」と明記ください。
- ③ 電子メール: sy-yobo@city.yokohama.jp
- ④ 持ち込み: 横浜市消防局予防課(保土ヶ谷区総合庁舎5階) / 消防署総務・予防課 / 出張所

ホームページ掲載先

横浜市 意見募集中の案件・現在の実施状況

検索 

【注意事項】

- 「氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」「住所(区名まで)」「ご意見」を明記の上、お送りください。
- いただいたご意見は、「(仮称)よこはま防災パーク」の創設の検討にあたって参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、横浜市のホームページで公表します。(氏名、住所は公表いたしません。)
- 意見の提出は書面によるものとし、電話や来庁による口頭での意見は受け付けられないものとします。
- 意見募集に使用したメールアドレスや FAX 番号等の個人情報に関しましては「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に沿って適切に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- 内容や意見募集手続きに関してご不明点がある場合は [消防局予防課\(045-334-6406\)](tel:045-334-6406) へお問い合わせください。

磯子区連合町内会長会資料
令和4年11月17日
磯子消防署

自治会町内会長 様

磯子消防署長

令和5年磯子区消防出初式ポスターの掲示について（依頼）

深冷の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から消防行政に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和5年磯子区消防出初式のポスターを作成しましたので、掲示板への掲示をお願いいたします。

1 ポスター掲示期間

令和4年12月8日（木）から令和5年1月7日（土）まで

2 その他

御不明な点は、担当までお問い合わせください。

【問合せ】

磯子消防署総務・予防課

担当 芥田・門間

電話・FAX 753-0119

e-mail sy-isogo-sy@city.yokohama.jp

磯子区消防出初式



17

日時 令和5年 月 日(土) 10:00~12:00

場所 磯子区総合庁舎（公会堂・区役所駐車場）
（磯子区磯子三丁目5番1号）

消防ふれあいコーナー（区役所駐車場）

- ・放水体験 スタンドパイプ式初期消火器具による放水体験！
- ・防火服着装体験 防火服を着て消防士になろう！
- ・車両展示 みんなはどんな消防車が好きな？
- ・防災クイズ 防災を楽しく学んで、景品をもらおう！

11:15~11:45

氷取沢高等学校ジャズ部演奏（公会堂）

※新型コロナウイルス感染状況等によっては、予定されている内容を変更・中止することがあります。

お問い合わせ 045-753-0119

横浜市磯子消防署

磯子区消防出初式

検索



主催：磯子区消防出初式実行委員会

協賛：横浜磯子ロータリークラブ、磯子火災予防協会、
横浜市市民共済生活協同組合

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（情報提供）

1 給付金の概要

(1) 趣 旨	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。
(2) 対象者	①住民税非課税世帯（基準日：令和4年9月30日） ②家計急変世帯
(3) 支給額	1世帯あたり5万円
(4) 申請受付期間	令和4年11月15日から令和5年1月31日まで（必着）

2 申請手続

① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、横浜市からご案内をお送りします。（封筒見本別添）
世帯の状況により、申請方法は異なります。

申請関係書類	申請方法	該当する主な世帯
A 「支給のお知らせ」 (11/14 から発送)	申請手続き不要 （「お知らせ」記載の口座に 12月中旬頃に振込）	臨時特別給付金（10万円）を 世帯主の口座で本市から受給済み
B 「確認書（申請書）」 (11/15 から発送)	必要事項を記入、添付書類 とともに返信用封筒で 返送	臨時特別給付金を 世帯主の口座以外 で受給済み
C 「申請書」 (11/15 から配架等)	申請書を入手し、必要事項 を記入、添付書類とともに 郵送 で提出	臨時特別給付金を未受給で、令和 4年1月2日以降に 市外転入者 がいる

② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書」を各区の申請サポート窓口や市ウェブサイトを通じて入手し、必要事項を記入の上、添付書類とともに**郵送**で提出してください。

3 お問い合わせ先

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

【9時から19時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

電話：0120-045-320、 FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

(2) 申請サポート窓口（各区役所にて申請書の記入などをサポート）

【9時から17時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

※ 広報よこはま11月号に申請方法等を掲載しています。

※ 横浜市民生委員児童委員協議会11月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただいています。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当
吉田、高橋
電話番号：671-4754
FAX 番号：664-4739

【横浜市からの案内封筒】

令和4年11月発送



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金 (5万円/1世帯) のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

① 非課税世帯

令和4年9月30日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和4年度*

「住民税均等割が非課税」の世帯

※令和3年1月1日から令和3年12月31日の
間に得た収入が対象

② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録
があって、予期せず家計が急変
したことで収入が減少し、世帯
全員が**「住民税非課税相当」**の
収入となった世帯

下記3パターンに分かれます

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

B 「確認書」が届く世帯

C 「申請書」の提出が必要な世帯

詳しくは裏面 ① へ

申請が必要です

横浜市ウェブページからダウンロード、
または区役所で書類を受け取り、
申請書を、添付書類と一緒に、郵送で
提出してください。

詳しくは裏面 ② へ

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

申請期限(必着)

令和5年1月31日(火)

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

※①と②の場合であっても、世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていないことが支給の条件です。

給付金の申請手続き

① 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**10月19日**までに、**世帯主口座**で受給した世帯です。
- 記載内容に変更がない場合、**返信は不要**です。お知らせ記載の日に振込みます。

B 「確認書」が届く世帯

- ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**世帯主口座以外**で受給した世帯、
- ②住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、10月20日以降に**世帯主口座**で受給した世帯、
- ③世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から横浜市にお住まいの世帯です。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

C 「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和4年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯です。
- 横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書を、添付書類と一緒に、**郵送**で提出してください。

② 家計急変世帯 (予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯)

- ①以外の世帯で、**令和4年1月～12月**の間に予期せず家計が急変した世帯に対する給付金です。
- 申請書類等は、横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間:9:00～19:00 ※土日祝、12/29～1/3を除く
※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間:月～金曜日 :9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。



自治会・町内会長

横浜市長 山中 竹春

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた広報について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え様々な対策を進めているところであり、この度、①<新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等の常備や感染予防対策の広報用チラシ>及び②<ワクチンの接種間隔短縮について掲載した「ワクチンニュース No18」>を作成いたしました。

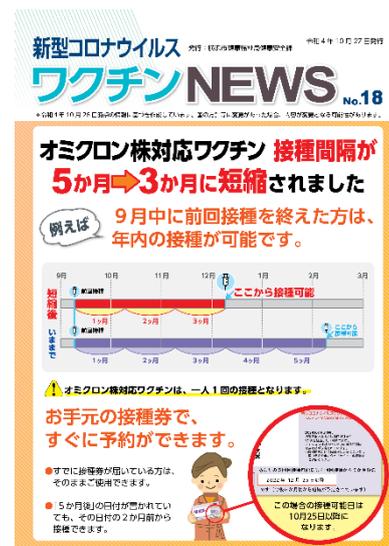
つきましては、これらについて周知を図るため、各自治会・町内会の掲示板上へのチラシの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

チラシは両面印刷となっておりますが、掲出にあたりましてはそれぞれ下記の面を表にして掲出をお願いします。

①



②



担当

①について 健康福祉局健康安全部健康安全課
曾我・嶋野

電話 045 - 6 7 1 - 2 4 4 5

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

kf-kansenkyouka@city.yokohama.jp

②について 健康福祉局健康安全部健康安全課
ワクチン接種調整等担当 鳥丸・鈴木

電話 045 - 6 7 1 - 4 8 4 1

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

kf-vaccine@city.yokohama.jp

新型コロナとインフルエンザの 同時流行に備えて

新型コロナ検査キットを常備しましょう

使用できる抗原検査キットは
外箱に「体外診断用医薬品」、「第1類医薬品」と書かれたものです

【注意】「研究用」では陽性者登録窓口に登録できません。

その他、常備しておくといもの

市販の解熱鎮痛薬

常用している薬
日持ちする食料(5~7日分)
体温計

など



感染を防ぐための3つのポイント

ポイント①

こまめな手洗い



ポイント②

必要な場面での
マスク着用



ポイント③

早めの予防接種



その他、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、

特設サイト

横浜市 新型コロナ



横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター(24時間)

TEL 0120-547-059 / FAX 045-846-0500

発行:横浜市健康福祉局健康安全課 令和4年11月

抗原検査キットについて

購入するときは、外箱の表示を確認してください。

医療用医薬品について

外箱に「**体外診断用医薬品**」の表示があります。

購入できる薬局はこちら



一般用医薬品について

外箱に「**第1類医薬品**」の表示があります。

インターネット等で購入可能です。
製品情報などについてはこちら



熱があるとき、どうしたらいいの？

次のいずれかに当てはまるものがありますか？

- (1) 65歳以上
- (2) 妊婦
- (3) 小学生以下のお子さま
- (4) 基礎疾患等の重症化リスク(*)がある方

※重症化リスクについては特設サイトをご覧ください

熱がある…
コロナかも…



ない ↓

検査キットで自己検査

陰性だったら ↓

自宅等で療養

受診を希望される場合には、
電話診療・オンライン診療の
活用や、かかりつけ医の受診
もご検討ください。

常備があれば
すぐできる！

ある ↓

医療機関を受診

事前に
連絡！

医療機関検索



陽性だったら

医療機関でどちらのチラシをもらいましたか？



神奈川県・横浜市から
連絡があります

「陽性者登録窓口」に登録をお願いします

登録は
こちら



・症状が悪化した場合の相談先(「コロナ119」)の
電話番号をお知らせします。



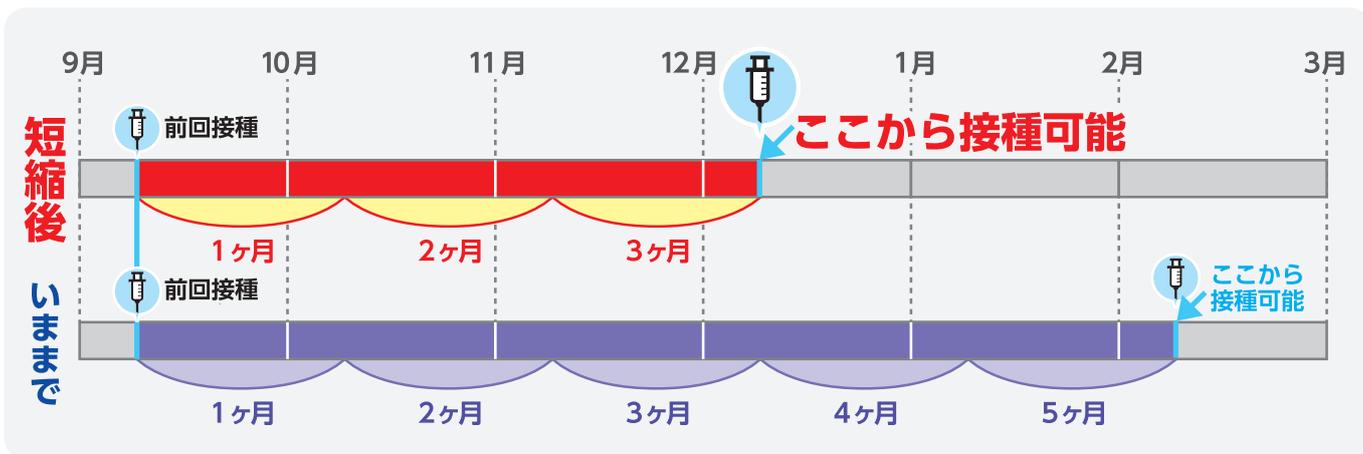
ワクチンNEWS No.18

*令和4年10月26日時点の情報に基づき作成しています。国の方針等に変更があった場合、内容が変更となる可能性があります。

オミクロン株対応ワクチン 接種間隔が 5か月⇒3か月に短縮されました

例えば

9月中に前回接種を終えた方は、
年内の接種が可能です。



! オミクロン株対応ワクチンは、一人1回の接種となります。

お手元の接種券で、 すぐに予約ができます。

- すでに接種券が届いている方は、そのままご使用できます。
- 「5か月後」の日付が書かれていても、その日付の2か月前から接種できます。

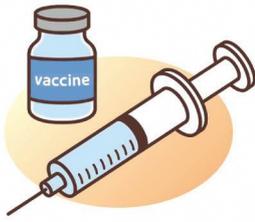


新型コロナウイルスワクチン
COVID-19 Vaccination Voucher

2022年9月16日現在、
接種可能となるのは前回接種から
5か月を経過した日以降ですが、
オミクロン株対応ワクチンの接種間隔は
今後短縮が予定されています。
※接種間隔がいつ短縮されるかについては
国の発表や市のウェブサイト・広報等
ご確認ください。

あなたの5回目接種可能日は4回目接種から5か月後の
2022年12月25日以降
です（今後5か月後から短縮が予定されています）

この場合の接種可能日は
10月25日以降に
なります。



オミクロン株対応ワクチンとは

【接種の対象者】

従来ワクチンを2回以上接種した12歳以上の全ての方

【効果】

従来ワクチンと比較して、オミクロン株に対する重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、**感染予防効果や発症予防効果がそれぞれ強いことが期待されています。**

【副反応】

注射した部分の痛み、頭痛、疲労、発熱等がありますが、現時点で重大な懸念は認められないとされています。

*厚生労働省 新型コロナワクチン Q&A 参照

今後の変異株に対して有効である可能性がより高いことも期待されています。



お早めの接種予約がおすすめです

接種間隔の短縮により、年内に接種の予約集中が予想されます。今後の流行拡大やインフルエンザとの同時流行に備えるためにも、早めの接種予約をご検討ください。



予約方法

市が予約を受け付ける接種場所

●市予約専用サイト



●市公式LINE



●予約センター電話(毎日9時~19時) 0120-045-112

●予約代行 郵便局(令和5年1月31日まで)・各区役所(ワクチン相談員)で実施

●FAX(耳の不自由な方専用) 045-550-4226

直接予約を受け付ける医療機関 医療機関により予約方法は異なります。

お問合せは **横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター**

☎ 0120-045-070 **FAX 050-3588-7191**
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

受付時間 毎日9時~19時(電話のおかけ間違いにご注意ください) **対応言語** English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語

※こちらの電話、FAX番号はお問合せ専用です。予約はできませんのでご注意ください。

または 横浜市ウェブサイト 新型コロナウイルスワクチンについて(特設ページ)

横浜市 ワクチン接種



「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施について（依頼）

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしく願いいたします。

1 対象者

単位自治会町内会長（2,849名）

2 アンケート内容

別紙アンケート調査票の通り

3 アンケート回答方法

- ・横浜市電子申請・届出システム（調査票記載の二次元バーコードよりアクセス）
- ・同封の返信用封筒による調査票の郵送（返信先：市民局地域活動推進課）

4 回答期限

令和5年1月4日（水）

5 スケジュール

令和4年11月11日	市連会	アンケートを依頼
11月16日～	各区区連会	アンケートを依頼
令和5年1月4日	回答期限	電子申請にて回答
		※郵送にて回答も可（返信用封筒を御活用ください）
1月～3月	集計・報告	

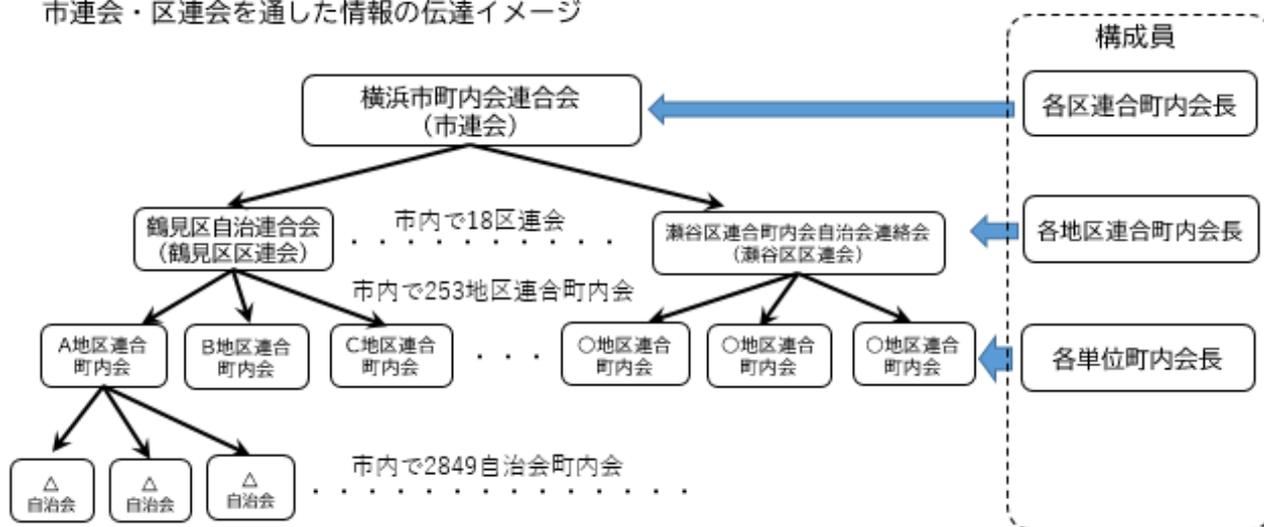
6 添付資料

- (1) 市連会区連会を通じた情報の伝達イメージ及び
令和2年度アンケート結果を踏まえた見直し等(参考)
- (2) アンケート調査票

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉
担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口
電話 045-671-2317
電子メール sh-chiikikatsudo@city.yakohama.jp
〈民生委員・児童委員について〉
担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤
電話 045-671-4046
電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

【参考】

市連会・区連会を通じた情報の伝達イメージ



【参考】 令和2年度自治会町内会アンケート結果を踏まえた見直し

- ・自治会町内会新しい活動スタイル応援事業（自治会町内会のDX支援）の実施
- ・自治会町内会館整備費補助制度の「耐震補強工事」補助を追加
- ・自治会町内会の加入促進動画の作成
- ・地域防犯カメラ補助制度における県への補助金交付に向けた働きかけ

【参考】 民生委員・児童委員について

○推薦事務見直し経過

- ・地区推薦準備会、区推薦会、市推薦会の開催から、地域における候補者の選出期間の確保を目的に、区推薦会を廃止（H22.12改選）
- ・地区推薦準備会推薦人の選出区分見直し・人数削減（H22.12改選）
- ・推薦準備会会議録の様式の簡素化（R元.12改選）

○候補者の年齢要件の見直し経過

- ・平成19年12月の一斉改選の結果等を踏まえ、平成20年12月から「概ね」という表現を用いて、年齢制限を緩やかにする要件緩和を実施
- ・その後、地域から「概ね」の範囲が曖昧なので削除してほしいとの意見が多く出されたことから、年齢要件を明確にするために、平成24年12月に「概ね」を削除

委嘱年月日	H17.12.1	H18.7.1 ～H20.7.1	H20.12.1 ～H24.12.1	H25.7.1以降
新任	原則 64歳まで 特例 65歳まで	原則 64歳まで 特例 <u>68歳まで</u>	原則 68歳まで 特例 <u>概ね 74歳まで</u>	原則 68歳まで 特例 74歳まで
再任/元職	74歳まで	74歳まで	<u>概ね 74歳まで</u>	74歳まで

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」調査票

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございますとございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われまふ。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合が多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願ひいたします。

アンケートの御回答にあたってのお願い

- 「複数回答可」等と記載があるもの以外は、あてはまるもの1つに○をつけてください。
- こちらのアンケートは、自治会町内会長の皆様に御回答をお願いしておりますが、回答に当たっては、適宜、自治会町内会の役員の皆様にも御相談いただき、御回答いただいても構いません。
- 集計結果につきましては、各自治会町内会へ御報告させていただきます。

★スマートフォン等をお持ちの方は、是非「横浜市電子申請・届出システム」で御回答ください。右の二次元バーコードでリンクしますので、積極的な御活用をお願いいたします。なお、紙で御提出いただく際は、添付の返信用封筒を御使用ください。

二次元
バーコード

調査主体：横浜市役所 市民局 地域活動推進課(電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734)
健康福祉局 地域支援課(電話 045-671-4046/FAX 045-664-3622)

お住いの区

区

1 自治会町内会(以下、自治会)及び会長の情報について教えてください。

(1) 自治会の加入世帯数

- ①～100 世帯 ②101～300 世帯 ③301～500 世帯 ④501～1000 世帯
⑤1001 世帯以上

(2) 会長の在職年数

- ①1年以下 ②2～3年 ③4～5年 ④6～10年 ⑤11～20年 ⑥21～30年 ⑦31年以上

(3) 会長の御職業

- ①会社員・公務員 ②自営業 ③パートタイム・アルバイト ④無職

(4) 会長の年齢

- ①20代以下 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代 ⑥70代 ⑦80代 ⑧90代以上

2 横浜市からの情報周知等について教えてください。

(1) 横浜市から情報を皆様にお伝えをする際に、区連合町内会（以下、区連会）を通して、お伝えすることが多いですが、今後、区連会を通した横浜市からの情報周知等において、以下の種別の情報をどのような方法でお伝えすることが適切だと考えますか。

下の表の①～⑧の情報の種別について、それぞれA～C欄のいずれか1つに○をしてください。

情報の種別	A 資料+説明が 適切	B 資料提供の みが適切	C 区連会の議題に なじまない
①生命・財産に関するもの (防災関係、コロナ関連情報等)			
②日常生活に密接に関わるもの (年末のごみ収集日程等)			
③市政・区政、施策の周知を目的とするもの (市の計画案内、市民意見募集等)			
④自治会町内会活動に関連するもの (補助事業の案内、先進的な活動事例等)			
⑤報告案件(年間のごみ収集量の報告などの 事業・計画の事後報告等)			
⑥行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼(市全体が範囲のもの)			
⑦行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼(区が範囲のもの)			
⑧地域の火災(消防)、犯罪発生状況(警察)			

(2) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

選んだ理由としてあてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②委嘱委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦委嘱委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、候補者の年齢要件により推薦できなかった
- ⑨その他 ()

(3) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①委嘱委員の業務内容説明資料の配付 ②自治会向け説明会
- ③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
- ④地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境
- ⑤委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減
- ⑥特になし
- ⑦その他 ()

(4) その他、候補者探しが最も困難とお感じになった委嘱委員や日頃から感じていることなどを御自由に御記入ください。

コロナ禍における地域活動推進費の活用事例について（情報提供）

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以前のように活動ができていない自治会町内会が多いと思います。

そこで、令和 2 年度に御提示しました活用事例をもとに、改めてコロナ禍における地域活動推進費の活用事例をまとめましたので、情報提供いたします。当初計画していなかった内容でも、公益的活動を行う上で必要であれば、予算の範囲内で地域活動推進費をご活用いただけます。

（１） コロナ禍で中止・休止・縮小した活動

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| ・ 定例会などの会合 | ・ 清掃活動 | ・ 防犯活動 |
| ・ 盆踊り、お祭り | ・ 研修会 | ・ グラウンドゴルフ大会 |
| ・ 運動会 | ・ 地域イベント（遠足など） | ・ 高齢者の居場所づくり |
| ・ 防災訓練 | ・ 敬老会 | ・ 配食サービス |

（２） 上記の代わりに地域活動推進費を活用したもの

感染対策

- ・ アクリルパネル
- ・ CO₂ 濃度測定器、加湿器
- ・ 消毒液
- ・ 体温計
- ・ 網戸サッシ新設（換気用）

防災関係（町の防災組織活動費補助の対象は除く）

- ・ 防災用品の購入（タブレット、ポータブル蓄電池、簡易トイレ、備蓄品、発電機、防災無線機、各家庭配付用ヘルメット）
- ・ 地区の防災マニュアルの作成（全戸配布用）

ICT 関連

- ・ 町内会用パソコンの購入
- ・ パソコン教室の実施
- ・ Web 会議用カメラ、Wi-Fi ルーター、モニター等の購入

会館関係

- ・ 会館耐震診断の実施
- ・ 会館の小破修繕（会館整備費補助の対象工事は除く）

備品関係

- ・ ごみ集積場所のリニューアル（ごみネット購入、清掃用具の一新）
- ・ テントの買い替え
- ・ 会館備品購入（机、椅子等）
- ・ 防犯カメラ購入（地域防犯カメラ設置補助の対象は除く）
- ・ 掲示板修繕
- ・ PC 用会計ソフト
- ・ 行事用備品
- ・ 屋内外で使用可能な音響備品
- ・ 防犯用腕章、帽子、ベスト購入
- ・ 空気清浄機
- ・ 除菌機能付き冷房

行事関係

- ・ ウォーキングイベント
- ・ 花火大会

※地域活動推進費の活用は、自治会町内会のみなさまでご相談いただき、適切に執行していただくようお願いいたします。

担当 磯子区地域振興課

TEL 045-750-2391

自治会町内会長 様

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会
会長 須田幸雄

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会推進員の推薦に関するお願い

平素より明るい選挙推進事業につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会では、各自治会町内会等から御推薦いただいた推進員を中心に様々な啓発活動に取り組んでいます。

このたび、令和2年度に御推薦いただいた推進員の皆様の任期が令和5年3月末日をもちまして満了となるため、次期推進員の推薦について御依頼いたします。

つきましては、御多用のところ大変恐縮ですが、活動の趣旨を御理解いただき、貴自治会町内会から次のとおり御推薦いただきたくお願い申し上げます。

1 推進員の推薦基準

- ・ 明るい選挙推進運動に御理解のある方
- ・ 協議会が行う各種事業へ意欲的に取り組んでいただける方

2 推進員の役割

別紙「横浜市磯子区明るい選挙推進協議会の概要」を御参照ください。

3 推進員の任期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

4 推薦していただく推進員数

原則1名の御推薦をお願いいたします。

※御推薦の際は、「2 推進員の役割」を御説明の上、御本人様の意思を必ず御確認ください。

5 御提出をお願いする書類及び推薦期限

- ・ 『横浜市磯子区明るい選挙推進協議会推進員推薦書』
- ・ **推薦期限：令和5年1月13日（金）**

※詳細は自治会町内会長様への依頼文書に記載しています。

（参考）次の区内関係諸団体へも別途推進員の推薦を依頼しています。

- ・ 区社会福祉協議会
- ・ 区老人クラブ連合会
- ・ 区民生委員・児童委員協議会
- ・ 区消費生活推進員
- ・ 区青少年指導員協議会
- ・ 区赤十字奉仕団
- ・ 区スポーツ推進委員連絡協議会
- ・ 磯子保護司会
- ・ 区商店街連合会
- ・ 区更生保護女性会

連絡先：横浜市磯子区選挙管理委員会事務室

（磯子区役所総務課統計選挙係）

松林・大熊・夏目

電話：750-2316

FAX：750-2530

E-mail：is-senkyo@city.yokohama.jp

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会の概要

1 磯子区明るい選挙推進協議会は、「三ない運動（贈らない・求めない・受け取らない）」を基本に、不正のない明るくきれいな選挙と、積極的な投票参加を呼びかけ、投票率の向上をめざして活動しています。

2 協議会の構成

推進委員：23名

○構成・各地区連合町内会会長、各関係諸団体の代表者

推進員：194名（令和4年11月1日現在）

○構成・各自治会町内会、各関係諸団体

3 各種事業の実施

○明るい選挙推進員研修会

推進員の意識向上を図るため年1回開催

○常時啓発

区内で行われるイベント(磯子まつり等)を通じての明るい選挙の啓発（年1回程度）

主に若年層を対象としたイベントの開催（年1回程度）

○選挙時啓発

選挙が実施される際、区内の駅頭などで投票参加を呼びかける等

4 協議会の役割

協議会が行う各種事業への参加及び協力をお願いします。

※参加・協力の依頼は、その都度お知らせします。

なお、活動に伴う報酬等はありません。

5 事務局

磯子区選挙管理委員会事務室（磯子区総務課統計選挙係）

電話：750-2316

FAX：750-2530

～明るい選挙とは～

買収などの選挙犯罪や、義理人情などによる歪んだ選挙を排し、公明かつ適正に行われ、わたしたちの意見が政治に正しく反映される選挙のことで、これをすすめるための運動を「明るい選挙推進運動」といいます。この運動は、特定の政党、政策、候補者を支持したり反対したりする、政治活動や選挙運動とははっきり区別されるものです。

磯子区明るい選挙推進協議会推進員推薦書

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会会長

団体名
(自治会・町内会名)

会長名
(代表者名)

次のとおり推薦します

ふりがな 氏名	郵便番号	住所	電話番号	備考
				

※ 原則1名の御推薦をお願いいたします。
御推薦の際は、御本人様の意思を必ず御確認ください。

※ 委嘱状の宛名及び送付先の住所となりますので、各欄とも正確に御記入ください。住所は、町名から方書（〇〇アパート、〇〇マンション〇棟〇号室）までお願いいたします。

※いただいた個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、磯子区明るい選挙推進協議会の活動以外には使用いたしません。

令和4年11月17日

自治会町内会長 様

横浜市磯子区長 関森 雅之

第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第33期スポーツ推進委員の任期が、令和5年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第34期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- 2 提出期限
令和5年2月24日（金）
- 3 提出先
磯子区地域振興課区民活動支援担当
- 4 送付書類
 - (1) 第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
 - (2) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (3) 横浜市スポーツ推進委員委嘱要綱
 - (4) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

担当：磯子区地域振興課区民活動支援担当
榎谷・小野
電話：750—2393

第 34 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。
(人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。)

5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

6 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

7 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

8 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年2月24日（金）
- (2) 提出先 各区地域振興課スポーツ推進委員担当

9 委嘱式

新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮しながら、開催の可否を検討します。

10 配布資料

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

市民局スポーツ振興課 担当：丹羽^{にわ}、栢元^{はげもと}
電話：671-3287

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

横浜市スポーツ推進委員委嘱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長がスポーツ基本法第32条に基づき委嘱するスポーツ推進委員の委嘱等について、横浜市スポーツ推進委員規則（以下、「規則」という。）第10条に基づき必要な事項を定める。

(任期)

第2条 規則第3条第1項における任期とは、市民局長が別途指定する年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、当該期間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該期間の終期までとする。

(委嘱)

第3条 市長は、区長が推薦した者をスポーツ推進委員として委嘱し、委嘱状を交付する。

(推薦方法)

第4条 区長は、自治会町内会長に候補者の選出を依頼する。

2 自治会町内会長は、横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）により候補者を区長に推薦する。

3 区長は、横浜市スポーツ推進委員推薦書（第2号様式）により候補者を市長に推薦する。

4 市長は、前項の推薦を受けた場合は、委嘱通知書（第3号様式）により委嘱した旨を区長に通知する。

(推薦人数)

第5条 原則として自治会町内会あたり1名とする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長などと協議を行うことができる。

(推薦基準)

第6条 候補者の選出及び推薦にあたっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選出するものとする。

- (1) 委嘱日現在、18歳以上の横浜市在住者であること。
- (2) 新任者は委嘱日現在、原則65歳未満、再任者は委嘱日現在、原則70歳未満であること。
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解があること。
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできること。
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できること。

(解嘱)

第7条 市長は、任期中において、次の各号に該当するときには、規則第3条第3項に基づきスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 自治会町内会長から区長を通じて委員の解嘱の申出があった場合
 - (2) 規則第4条第2項に該当した場合
- 2 自治会町内会長は、前項第1号における申出をする場合は、区長に横浜市スポーツ推進委員解嘱申出書（第4号様式）を提出する。
- 3 区長は、自治会町内会長から前項の申出を受けた場合は、市長に横浜市スポーツ推進委員解嘱申出書（第5号様式）を提出する。
- 4 市長は、前項の解嘱の申出を受けた場合は、解嘱通知書（第6号様式）により解嘱した旨を区長に通知する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住所		電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

磯子区連合町内会長会資料
経 消 第 660 号
令和 4 年 11 月 1 日

自治会町内会会長 各位

横 浜 市 長

令和 5 ・ 6 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和 3 ・ 4 年度委嘱の方々の任期が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、令和 5 ・ 6 年度も引き続き、横浜市消費生活推進員活動事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただきますよう、御依頼申し上げます。

担当 経済局消費経済課 本田、長岡、谷藤
電話 6 7 1 - 2 5 8 4
F A X 6 6 4 - 9 5 3 3

令和5・6年度横浜市消費生活推進員 推薦の詳細について

1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦や公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

2 任 期

・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。

・今回の募集は令和5年4月から令和7年3月までが任期となります。

・再任は2回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、3回以上再任されることがあります。

3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動を行います。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情により実施)
	環境に配慮した購買行動の推進	
情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動		
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2) その他

ア 推進員相互の情報交換等

イ 研修への参加

ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 募集対象者

令和5年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

御記入いただいた個人情報、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7 提出期限

令和5年2月24日(金)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

8 委 嘱

令和5年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

9 そ の 他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集チラシをご覧ください。



©YUKI ISHII

横浜市消費生活推進員 推薦の流れ

時期	ご依頼事項	
11月 下旬	連合会町内会	* 各自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。
12月 ～ 2月末	①自治会町内会	候補者の選出
	②候補者	候補者が候補者推薦書の必要事項を記入
	③自治会町内会	候補者推薦書を区役所地域振興課に提出 (自治会町内会名、会長名が記入されているか、 ご確認ください) 締切：令和5年2月24日(金)まで * 自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へご相談下さい
3月 下旬～	区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知
4月	区地域振興課	委嘱状の交付

提出・お問合せ先

磯子区 地域振興課 担当者 金澤・境
住所：磯子区磯子3-5-1
電話：750-2397 FAX：750-2534

令和5・6年度 横浜市消費生活推進員候補者推薦書

(候補者本人記入欄)

ふりがな			
氏名			
住所	〒 横浜市		
電話番号			
新任・再任 の別	<input type="checkbox"/> 新任	初めて	
	<input type="checkbox"/> 再任	過去の在任時期を分かる範囲でご記載ください	
		<input type="checkbox"/> 1期目	(令和・平成 年 ~ 年)
		<input type="checkbox"/> 2期目	(令和・平成 年 ~ 年)
		<input type="checkbox"/> 3期目	(令和・平成 年 ~ 年)
<input type="checkbox"/> それ以上 (期目)	(令和・平成 年 ~ 年)		
年代	<input type="checkbox"/> 18歳~20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上		
個人情報、次の目的でのみ利用し、それ以外の利用はいたしません。 ・消費生活推進員関連業務 ・会員相互の連絡用名簿 ・自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員（新旧事務引継ぎのため）へ情報提供			

令和 年 月 日

(提出先)

横浜市 長

上記の方を横浜市消費生活推進員に推薦します。

(自治会町内会長記入欄)

自治会町内会名	
地区名	
会長氏名	
候補者が 3期目以上の場合 その理由	<input type="checkbox"/> 後任者が不在である <input type="checkbox"/> その他 ()

提出・問合せ先

磯子区 地域振興課 地域活動係 担当者 金澤・境
 住所: 〒235-0016 磯子区磯子3-5-1
 電話: 750-2397 FAX: 750-2534

提出締切: 令和5年2月24日(金)

令和5・6年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進して下さる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



(C) YUKI ISHII

こんなこと
聞いたこと
ありませんか？

損害保険で
住宅の修理が
できるって？

1回だけ
お試しのつもり
だったのに

3万円の
トイレ修理が
最終的に30万円に！

注文していない
カニが届いた！

消費者被害が増えています！

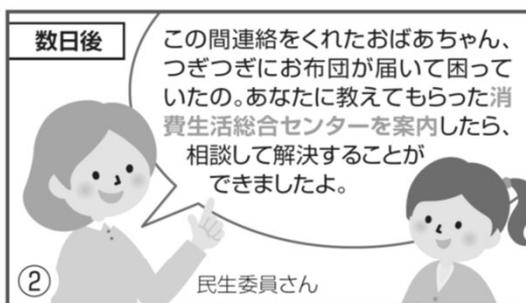
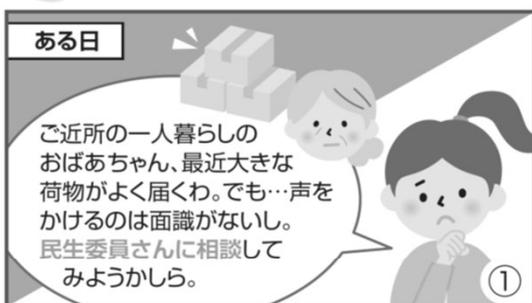
買い物をして、料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、消費者トラブルが次々に発生しています。皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は？

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へ



消費生活推進員のハマ子さん



磯子区連合町内会長会資料

令和4年11月17日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子区長 関森 雅之

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和5年3月末日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに保健活動推進員を委嘱するため、御多用のところ恐縮ですが、次により推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 任期等

2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

※ただし、再任を妨げません。

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは、添付の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」をお渡しください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和5年4月1日現在）に、原則78歳未満の方

横浜市保健活動推進員の活動

【令和 4 年 9 月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和 4 年度の活動テーマ

重点取組テーマとして掲げた「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」に加え、「ウォーキングポイント事業への協力と推進」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「ロコモ対策の推進」「認知症について（理解と予防）」「歯科口腔保健の推進」「感染症予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

				新 再	

【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること
- (5) 委嘱時（令和5年4月1日現在）に、原則78歳未満であること

保健活動推進員の活動等についての説明です。

推薦を受ける予定の方、推薦を受けた方は必ずお読みください。

各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ



保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦を受けて市長に委嘱され、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

任期は4月から2年間です。

どんな活動をするの？

研修などを通じて健康について学び、自分の健康づくりとともに、地域の健康づくりのための活動に、出来る範囲で取り組みます。

活動例

- ・健康づくりに関する研修会へ参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング、体操教室の開催
- ・タバコの害の啓発活動 など



どうやって活動するの？

地区・区単位で組織する保健活動推進員会で活動計画を立て、他の保健活動推進員と一緒に活動します。健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することもあります。区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。

(活動例：区民まつりでの健康測定、健（検）診の普及啓発など)

個人に対する報酬はありませんが、活動経費（実費）に対する補助があります。区役所が主催する育成研修を受講し、健康や地域での活動について学べます。

研修等の受講や活動の実践により、保健活動推進員自ら、健康づくりが出来ます。地域の皆さんが健康になることにより、いきいきとした活力ある地域になります。地域での活動を通じて、住民同士につながりが生まれ、支えあって暮らせる地域になります。

活動保障について

保健活動推進員の皆様が安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

横浜市保健活動推進員規則

制定 昭和28年4月25日横浜市規則第31号
最近改正 平成19年3月5日横浜市規則第4号

(推進員の設置)

第1条 地域における市民の健康づくりを推進するため、横浜市保健活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員)

第2条 推進員は、区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 推進員は、再任されることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても推進員の職を解くことができる。

(職務等)

第4条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。
 - (2) 地域における健康づくり活動の実践及び地域の健康課題への取組に関すること。
 - (3) 健康づくり施策に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり事業への協力に関すること。
 - (5) その他地域福祉保健の推進に関し必要な事項。
- 2 推進員は、前項の職務を果たすため、福祉保健センター等が実施する研修会等に参加し、健康づくり活動に必要な知識の習得に努めるものとする。

(市推進員会、区推進員会及び地区推進員会の設置)

第5条 健康づくり活動の効果的な推進並びに推進員相互の連絡及び調整を図るため、横浜市保健活動推進員会（以下「市推進員会」という。）を、各福祉保健センターの所管区域ごとに区保健活動推進員会（以下「区推進員会」という。）を、一定の区域ごとに地区保健活動推進員会（以下「地区推進員会」という。）を設置し、それぞれ推進員をもって組織する。

(会長等)

第6条 市推進員会、区推進員会及び地区推進員会（以下「推進員会」という。）に、それぞれ会長、副会長その他の役員（以下「会長等」という。）を置く。

- 2 市推進員会の会長等は区推進員会の会長の、区推進員会の会長等は地区推進員会の会長の、地区推進員会の会長等は推進員の、それぞれ互選とする。
- 3 会長は、当該推進員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、当該推進委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(経費の補助)

第8条 市は、推進委員会に対しその運営に要する経費の一部を補助することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横浜市衛生奉仕員規則(昭和23年12月横浜市規則第66号)は、廃止する。

付 則(昭和44年9月規則第94号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

付 則(昭和47年4月規則第55号)

この規則は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則(平成4年3月規則第12号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月規則第28号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月規則第154号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成13年12月規則第113号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和5年3月31日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和5年4月1日から2年間（令和7年3月31日まで）

2 環境事業推進委員の主な活動

- （1）自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3R行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別排出の普及啓発活動ができる方

以上を踏まえ、貴自治会・町内会から原則1名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

4 推薦書の提出期限

令和5年2月24日（金）までに、同封しました返信用封筒にて、資源循環局の各区収集事務所に推薦書（別紙）を送付願います。

5 その他

- （1）市連会11月定例会において、今回の依頼についてご説明いたしました。ご参考までにその資料を同封いたします。
- （2）**推薦人数、提出期限等についてのお問い合わせ・ご相談は、各区収集事務所で承ります。（各区収集事務所の連絡先は裏面をご参照ください。）**
- （3）これまで4月から5月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
清野・片柳・中村 電話 671-3817

資源循環局各区収集事務所 一覽

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
鶴見事務所	230-0046	鶴見区小野町 39	(502) 5383
神奈川事務所	221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	(441) 0871
西事務所	220-0055	西区浜松町 11-4	(241) 9773
中事務所	231-0812	中区錦町 11-2	(621) 6952
南事務所	232-0041	南区睦町 1-1-2	(741) 3077
港南事務所	234-0055	港南区日野南 3-1-2	(832) 0135
保土ヶ谷事務所	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	(742) 3715
旭事務所	241-0005	旭区白根 2-8-1	(953) 4811
磯子事務所	235-0017	磯子区新磯子町 6	(761) 5331
金沢事務所	236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	(781) 3375
港北事務所	222-0032	港北区大豆戸町 1238	(541) 1220
緑事務所	226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	(983) 7611
青葉事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	(975) 0025
都筑事務所	224-0064	都筑区平台 27-2	(941) 7914
戸塚事務所	244-0805	戸塚区川上町 415-8	(824) 2580
栄事務所	247-0013	栄区上郷町 1570-1	(891) 9200
泉事務所	245-0016	泉区和泉町 5874-14	(803) 5191
瀬谷事務所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	(364) 0561

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	区	自治会・町内会
----------	---	---------

(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横浜市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名 _____

※事務所記入欄

受 付 日 : 令和 年 月 日
受 付 者 :
委 嘱 年 月 日 : 令和 年 月 日

令和 5・6 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

1 趣旨

横浜市では、「ヨコハマ ^{スリム}3 R 夢プラン」（横浜市一般廃棄物処理基本計画）に基づき、分別・リサイクルだけではなく環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進め、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指しています。

環境事業推進委員の方々は、ヨコハマ ^{スリム}3 R 夢プランを進めていくうえで、大変重要な役割を担っていただいております。

つきましては、令和 3 年度に委嘱しました環境事業推進委員の任期（2 年間）が満了となりますので、令和 5 年度に新たに委嘱する環境事業推進委員のご推薦をお願いいたします。

2 委嘱期間

令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）

3 推進委員の主な活動（詳細は裏面のとおり）

- (1) 自治会・町内会と連携した、ごみ減量による脱温暖化に向けた 3 R 行動の推進
- (2) 自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- (3) 環境事業に関する意見及び情報の提供等

4 推薦人数

各自治会・町内会から 1 名の推薦を基本としますが、推薦人数については地域の実情に応じ、柔軟に対応いたします。（再任可）

5 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- (3) ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方

6 推薦時期

令和 4 年 11 月下旬に、各自治会・町内会長に推薦依頼書をお送りいたしますので、令和 5 年 2 月 24 日（金）までに資源循環局の各事務所に推薦書をご返送願います。

7 委嘱式

これまで 4 月から 5 月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせいたします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
清野・片柳・中村 電話 671-3817

裏面あり

◆環境事業推進委員の活動内容

1 自治会・町内会単位の取り組み

項 目	内 容
ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動	各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動
3 R 活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動	・資源集団回収の更なる推進 ・家庭内及び地域イベント等での3 R 行動の実践・啓発協力
地域清掃活動の推進	各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う。
清潔できれいな街づくりの推進	区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う。
地域への情報提供	地域住民へのごみ減量・3 R 活動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関する情報の提供等
住民からの相談と行政機関への連絡	地域での3 R 行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連絡

2 区単位または地区連合単位での取り組み

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街の美化推進等への参加・協力
- (3) 街頭クリーンキャンペーン（ポイ捨て防止キャンペーン）等への参加・協力
- (4) 研修会への参加
- (5) 他の地域団体との交流による協力体制づくり

◆横浜市環境事業推進委員の改選に伴う推薦事務日程

令和5・6年度を任期とする環境事業推進委員の推薦について、概ね以下のような日程で進めさせていただきます。

	日 程	会 議 等	内 容
令和4年	11月11日(金)	横浜市町内会連合会定例会	推薦依頼（家庭系対策部担当部長）
	11月中旬	各区連合町内会定例会	推薦依頼 （各区資源循環局事務所長から推薦依頼及びご説明をさせていただきます。）
	11月下旬	推薦依頼文書を発送	地域振興課配送ルートにより、各自治会町内会長あて送付させていただきます。
令和5年	2月24日(金)	推薦書の提出締切日	推薦書を各区資源循環局事務所あてに送付をお願いします。
	4月以降	委嘱式	区ごとに開催

磯子駅前西口エレベーター工事のお知らせ

日頃から、本市道路行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このたび、案内図の箇所におきまして、「エレベーター塔内の機械を新しい物に交換する工事」を行うことになりました。**下記の工事期間中は終日エレベーターの使用はできません**ので、隣接した階段や迂回路をご利用ください。

ご利用の皆様方には、ご不便をお掛けしますが、通行者の安全確保と早期完成を目指して工事を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、工事に関しましてはご不明な点やお気づきの点がありましたら、下記の工事施工者までご連絡くださいますようお願いいたします。

工 事 名 磯子駅前中央歩道橋2号機エレベーター改修工事

工事場所 磯子区森一丁目1番地先

工事期間 **令和5年2月上旬～令和5年3月下旬（予定）**

工事内容

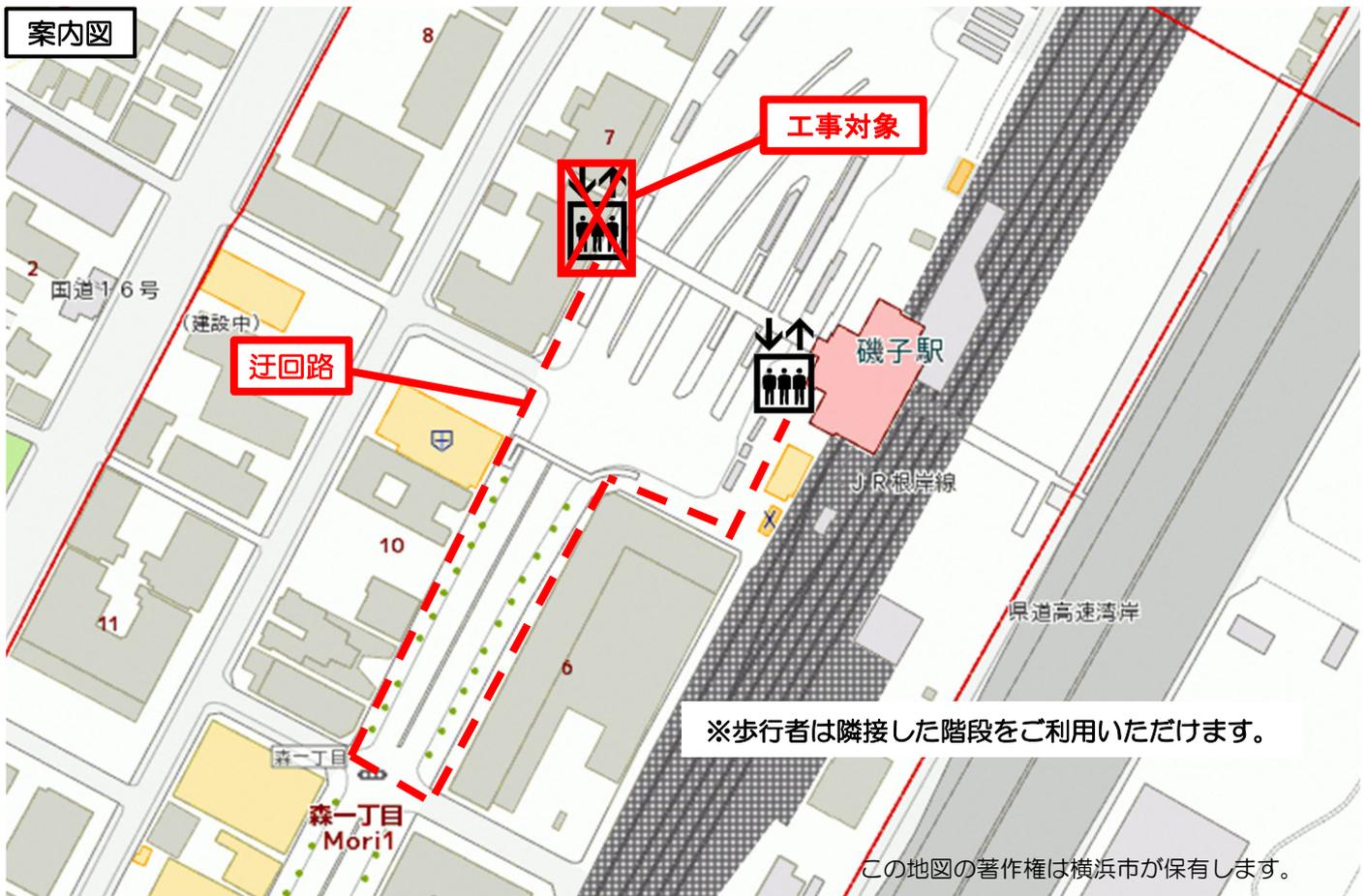
- ・既設油圧式エレベーター撤去
- ・新規マシンルームレス式エレベーター設置

工事発注者 横浜市道路局施設課 担 当 者 松田 雄一 TEL 045-671-2732

工事監督者 横浜市磯子土木事務所 監 督 員 延地 優介 TEL 045-761-0081

工事施工者 中央エレベーター工業株式会社 現場代理人 小林 直樹 TEL 03-5818-3441 (24 時間受付)

案内図



令和4年11月17日

自治会町内会長 様

磯子区総務課長
(磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局)

令和5年磯子区新年賀詞交換会の中止について（ご連絡）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年の磯子区新年賀詞交換会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実行委員会において、中止とすることが決定されました。詳細は以下の通りです。

1 中止の決定について

9月16日の磯子区新年賀詞交換会実行委員会にて検討をいたしましたが、感染症拡大防止と従来の新年賀詞交換会の目的とを両立させることが難しく、中止の結論に至りました。

2 広報について

中止について、広報よこはま磯子区版12月号に掲載します。

令和6年以降、再び開催できるようになりました折には、御協力をいただけますと幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

担当：総務課庶務係 高橋、濱中
電話：750-2308／FAX：750-2530

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金の第二期募集実施について (ご案内)

日頃より、磯子区の地域振興施策にご協力いただきありがとうございます。

磯子区では、自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、その設置や修繕にかかる経費を対象とした補助事業を行っております。

令和4年度分は、申請を10月末までとして受け付けておりましたが、より多くの自治会町内会にご活用いただくため、第二期募集を実施いたします。申請をご希望の場合は、期限までに必要書類をご提出ください。

1 申請対象者

自治会町内会、地区連合町内会

2 補助対象経費

掲示板の新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費

※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません

※修繕には改修を含みます

※工事完了期限の3月末までに行ったものが対象となります。また、申請前に工事に着手しているものは対象なりません。

3 補助額

(1) 新設（建替えを含む）

ア 補助率 対象経費の3分の2

イ 補助金限度額 10万円

(2) 修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

ア 補助率 対象経費の3分の2

イ 補助金限度額 4万円

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります

4 申請期間

令和4年11月17日（木）～令和5年1月31日（火）

※第一期（5月～10月）期間中にご申請いただいた自治会町内会からの申請も可能です。

※同一自治会町内会からの申請は、申請期間内に1回とします。

※補助金限度額（10万円、もしくは4万円）の範囲内であれば、複数基の掲示板をあわせてご申請いただけます。ただし、新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設の申請を重複することはできません。

※補助額は予算の範囲内となります。申請を受けたものから順次審査を行いますので、申請状況により補助金を交付できない場合があります。予めご了承ください。

5 補助金申請・交付手続の流れ

(1) 補助金交付申請書類の提出

補助金交付申請を行う自治会町内会は、次の書類を準備し、申請期間内にご提出ください。なお、様式は磯子区役所ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/keijiban.html

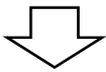
または で検索

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 工事に係る見積書（写）
- ③ 掲示板設置場所の地図
- ④ 工事施工前の写真
- ⑤ 【新設する場合のみ】 掲示板設置場所の土地所有者の許可がわかるもの
掲示板設置箇所が公道の場合：道路占用許可書（写）
掲示板設置箇所が民地等の場合：土地使用承諾書（写）

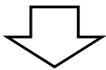
【申請期間】

令和4年11月17日（木）～令和5年1月31日（火）



(2) 申請内容の審査

磯子区にて申請内容を審査し、補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付します。掲示板の工事は、補助金交付決定通知書（第2号様式）を入手してから行ってください。また、工事は必ず3月末までに完了させてください。



(3) 完了報告にかかる書類の提出

掲示板の工事が終わりましたら、次の完了報告にかかる書類をご提出ください。

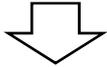
【提出書類】

- ① 完了報告書（第4号様式）
- ② 掲示板の完成写真
- ③ 工事に係る領収書（写）



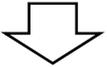
(4) 報告内容の審査

完了報告書類を審査し、補助金額を確定しましたら、補助金額確定通知書（第5号様式）と補助金請求書様式（第6号様式）をお送りします。



(5) 補助金請求書（第6号様式）の提出

補助金請求書（第6号様式）に補助金額確定通知書（第5号様式）の写しを添付のうえ、指定の期日までにご提出ください。



(6) 補助金の振り込み

請求書に記入いただいた口座に補助金を振り込みます。

6 掲示板の所有者が自治会町内会ではない場合（補助対象事業者等の特例）

掲示板の所有者が集合住宅の管理組合の場合は、以下の条件を満たす場合のみ、補助金申請を行うことができます。

- (1) 集合住宅の管理組合と自治会町内会の構成員がほぼ同一であること
- (2) 掲示板について、自治会町内会活動に使用していること
- (3) 自治会町内会が掲示板の設置等の費用を負担すること

<令和4年度第二期のスケジュール>

令和4年11月	12月	令和5年1月	3月末
補助金の 申請案内	申請受付 期間	期間内に 順次審査	補助申請した 掲示板の工事完了期限

【書類の提出先・問い合わせ先】

磯子区地域振興課

金澤、中谷

電話：750-2391

FAX：750-2534

令和4年度磯子区自治会町内会広報掲示板設置等 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市磯子区長

(申請者)
団体名 _____
所在地 _____
代表者 _____

町内会等が維持管理を行っている掲示板の設置等を行うため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額
_____ 円

2 掲示板の設置等に要する経費
_____ 円

【事業費に対する財源】

磯子区自治会町内会掲示板設置等補助金	_____	円
自治会町内会負担	_____	円
その他	_____	円
合計	_____	円

3 設置予定場所
横浜市磯子区 _____

4 設置等の内容

掲示板の新設

公道 公道以外の民地等

掲示板の建替え（設置場所が同一の場合）

掲示板の修繕

（具体的な修繕の内容： _____）

既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

（既存の設置場所： _____）

5 添付書類

- ・ 工事費見積書（写）（複数基申請の場合は、1基ごとの内訳を明記）
- ・ 掲示板設置場所の地図
- ・ 工事施工前の写真
- ・ 掲示板設置場所の土地使用承諾書の写し（新設の場合）

自治会町内会長 様

令和4年度自治会町内会長永年在職者表彰受賞者について（ご連絡）

地域振興課長

日ごろから、区政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、磯子区では、自治会町内会長として永年地域社会の振興に御尽力いただいている会長の御功績に対しまして、表彰を実施しております。この度、受賞者が決定いたしましたので、ご連絡いたします。

なお、受賞者に感謝の気持ちをお伝えする場として、令和4年度磯子区自治会町内会長感謝会（以下、「感謝会」）を執り行います。大変申し訳ございませんが、出席者につきましては、受賞者のみとさせていただきます。受賞者の皆様には、地域振興課より改めてご連絡いたします。

1 受賞者について

受賞者につきましては、裏面に掲載しております。

受賞者は紙配布
のみ

2 感謝会について

感謝会を次の通り執り行います。ご案内状につきましては、1月中旬頃に受賞者にご郵送いたします。

(1) 開催日時

令和5年3月1日（水）開会 17:00（予定）

(2) 会場

磯子区役所 7階会議室（磯子区磯子3-5-1）

(3) 表彰について

感謝会において、市長表彰受賞者（在職15年・地区連長10年・在職10年）並びに区長表彰受賞者（在職5年）に表彰状と記念品の贈呈を行います。

受賞者の皆様（裏面参照）には、地域振興課より改めてご連絡いたします。

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催中止又は内容が変更となる場合がございます。

地域振興課地域活動係 担当：金澤、坂本
Tel 750-2391 Fax 750-2534

裏面あり

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

磯子区くらしのセミナー「いまさら聞けないごみの分別講座」のお知らせ

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市並びに磯子区の事業推進にご理解とご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、この度、磯子区消費生活推進の会が主催となり、磯子区くらしのセミナー「いまさら聞けないごみの分別講座」を開催いたしますので、ご案内します。

ごみの分別のポイントなど、生活に役立つ内容となっておりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

1 講座について

(1) 日時

令和4年12月19日(月) 10時30分～12時(受付開始 10時)

(2) 場所

磯子区役所7階 701、702会議室

(3) 講師

資源循環局磯子事務所 古澤 義徳

(4) 参加申し込み

事前申込不要(当日、先着50人)、参加無料

お問い合わせ

磯子区地域振興課 金澤、境

電話：750-2397

Eメール：is-chishin@city.yokohama.jp

磯子暮らしのセミナー

ご自身やご家族のために聞いておきたい

いまさら聞けないごみの分別講座

～ごみと資源の分別方法を学び、今後の生活に役立てましょう～



へら星人 「ヨコハマ3R夢！」
ミーオ マスコット イーオ

令和3年度の調査では、燃やすごみの中身に「古紙」や「プラスチック製容器包装」が多く含まれていることがわかりました。「古紙」は燃やすごみの約10%を、「プラスチック製容器包装」は約5%を占め、これらの更なる分別の徹底が必要です。

みんなの正しい分別がリサイクルに繋がります。分別のポイントを覚えて、よりよい暮らしを目指しましょう。

日時

12月19日(月)

10:30～12:00〈受付開始 10:00〉

場所

磯子区役所7階 701、702会議室

講師

資源循環局磯子事務所

古澤 義徳

参加無料・事前申込不要(当日先着50名まで)

主催：磯子区消費生活推進員の会

問合せ：磯子区役所地域振興課 TEL750-2397

公共機関がATMからお金を返すことは絶対にありません！ それは詐欺です！

区役所や市役所等と名乗り、医療費や保険料の還付（払い戻し）の手続きと偽って、ATM等から振り込み手続きをさせる「還付金詐欺」が急増しています。

横浜市などの公的機関や金融機関の職員が、還付金（払い戻し）手続きのためにATM操作を依頼することは絶対にありません。だまされないようくれぐれもご注意ください。



お互いに 一声かけて見守りを！



令和4年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

令和4年12月11日（日）～12月20日（火）の10日間



スローガン

知らせ合う 早めのライトと 反射材
無事故で年末 笑顔で新年



運動の重点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶

◇◇ 令和4年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交通事故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者		
	発生 件数	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	負 傷 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	
横浜市	鶴見区	499	117	2	1	558	123	2	1	0	0	0	0	0	0
	神奈川区	258	-107	2	1	280	-136	1	0	0	0	1	1	0	0
	西区	177	9	1	1	199	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	中区	263	-66	1	-2	295	-78	0	0	0	0	1	-2	0	-1
	南区	246	-33	2	2	275	-44	0	0	1	1	1	1	1	1
	港南区	324	0	2	2	393	16	0	0	0	0	2	2	1	1
	保土ヶ谷区	336	19	0	-2	388	23	0	0	0	-1	0	0	0	-2
	旭区	386	3	0	0	441	-18	0	0	0	0	0	0	0	0
	磯子区	232	-39	1	-2	268	-45	0	-2	0	0	0	-1	0	-1
	金沢区	370	-43	1	0	416	-49	1	1	0	0	0	-1	0	0
横浜市	港北区	347	0	1	0	379	-11	0	0	1	1	0	0	1	0
	緑区	262	-18	3	2	296	-31	2	2	0	0	0	0	0	-1
	青葉区	399	-33	0	-1	459	-28	0	-1	0	0	0	0	0	0
	都筑区	307	-22	2	0	352	-23	1	1	0	-1	1	0	1	0
	戸塚区	368	-98	1	-2	403	-124	1	0	0	0	0	0	0	-1
	栄区	140	-13	0	0	171	-1	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉区	208	22	0	-2	228	14	0	-1	0	-1	0	0	0	-2
	瀬谷区	294	28	2	1	323	26	0	0	1	1	1	0	1	0
	計	5,416	-274	21	-1	6,124	-385	9	2	3	0	7	0	5	-6

各機関・団体の主な取組



共通事項

- 「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。



横浜市・区

- 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発等を図ります。
- 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。



交通安全協会

- キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
 - 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
 - ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ※ ハンドルキーパー運動とは、「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。



教育関係

- 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
- 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。



道路管理者・鉄道事業者

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 事故を起した時の責任の重大さなどについて周囲の人と話し合しましょう。
- 飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出は車両で出かけないようにお互いに声をかけ合い、注意し合しましょう。



横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

令和4年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実施期間

令和4年12月1日（木）～12月31日（土）の1か月間

スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

STOP! 飲酒運転



運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金
車両の提供	酒 酔 い	5年以下
	酒 気 帯 び	3年以下
酒類の提供	酒 酔 い	3年以下
	酒 気 帯 び	2年以下
同 乗 者	酒 酔 い	3年以下
	酒 気 帯 び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年9月末
全事故件数	9,596	8,398	7,398	7,883	5,416
死 者 数	57	50	48	36	21
死 亡 率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4
うち酒気帯びによる事故件数	46	33	26	33	19
死 者 数	1	1	0	0	1
死 亡 率	2.2	3.0	0.0	0.0	5.3

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- ・ 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- ・ 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- ・ 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- ・ 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- ・ 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転を知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- ・ 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ・ ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- ・ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ・ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- ・ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- ・ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 045(671)2323

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(土)から1月3日(火)まで、
収集はお休みさせていただきます。**
また、燃やすごみの収集日が **12月29日(木)及び1月5日(木)**
火・土曜日の地域は臨時収集を行います。

収集日程をお確かめの上、
ルールを守ってお出してください。



		燃やすごみ		プラスチック製 容器包装	缶・びん・ ペットボトル 小さな金属類						
		燃えないごみ・スプレー缶・乾電池									
		月・金曜日が 収集日の地域	火・土曜日が 収集日の地域								
12月	27日(火)		通常収集日	通常の曜日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。							
	28日(水)										
	29日(木)		臨時収集日								
	30日(金)	通常収集日									
		収集はお休みです									
		※ごみと資源物を絶対に出さないでください。									
1月	31日(土)	スリム「ヨハマ3R夢！」 マスコットイオ									
	1日(日)					通常の曜日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。					
	2日(月)										
	3日(火)										臨時収集日
	4日(水)										
	5日(木)										通常収集日
6日(金)	通常収集日										
	7日(土)		通常収集日								
	8日(日)										

※ ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで** にお出してください。
(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み 電話でのお申込みは12月31日(土)から1月3日(火)までお休みします。

**※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。**

← 粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

活気にあふれた磯子まつり

9月25日、台風上陸の予報により前日まで実施が危ぶまれていましたが、当日は快晴に恵まれ無事実施することができました。

主任児童委員は小学生を対象とした「手作りむかし遊びひろば」を運営しました。

エコバックづくり・万華鏡づくりのコーナーでは熱心を作る様子が微笑ましく、心が癒されました。輪投げコーナーでは元気な皆さんと一緒に楽しみ、元気をいただくことができました。



磯子まつり全体では、お子さん連れのご家族が目立ち、磯子区の明るい未来の兆しを感じられた素敵な一日でした。

(主任児童委員 見竹 千恵子)



赤い羽根共同募金に思うこと

10月4日、今年も赤い羽根共同募金活動を磯子駅交番前で、委員総力で行いました。募金投入時に「ご苦労様、大変ね。」と労いのお言葉に「ご協力頂きありがとうございます」など何気ない掛け合いで心が豊かになりました。これも街頭活動で、直に皆様とふれあいができるからこそのものであると感じました。

募金への関心度が年々低下しているなか、多くのご協力を頂き、ありがとうございました。

(屏風ヶ浦第一地区 香宗我部 日出子)



民見協いそご

発行：
磯子区民生委員
児童委員協議会

第46号
令和4年11月17日

区長就任から半年を振り返って



今年度から磯子区長に着任いたしました関森です。民生委員・児童委員の皆さまには、地域福祉の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

区長着任後、半年が過ぎましたが、歴史ある磯子区では、地域の繋がりが強く、自治会・町内会などの活動が盛んであると感じております。

皆さまには、地域福祉の担い手として、赤ちゃんからご高齢の方まで、幅広い世代の方をご支援いただき、まさしく「スイッチON磯子」の基本理念である「誰もが幸せに暮らせるまち」を作り上げていく要として、ご活躍をされていること、大変頼もしく、ありがたく感じております。

私も職員とともに、区民の皆さまのために、全力で区政運営に取り組んでまいります。今後とも皆さまのますますのお力添えをお願い申し上げます。



今年度は事務局に

こちらのメンバーが新しく加わりました!



磯子区 福祉保健課運営企画係長 川嶋 美香

令和4年4月から事務局を担当させて頂くこととなりました川嶋と申します。民生委員・児童委員の皆さまには、コロナ禍の中にあっても、見守り活動や日常支援等の福祉活動に継続して取り組んでいただきまして、本当にありがとうございます。皆さまがより活動しやすい環境を整えていけますよう、努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



磯子区 福祉保健課運営企画係 加藤 啓介

4月から福祉保健課に配属されました加藤と申します。これまで、横浜市に長年勤務してきましたが、民生委員・児童委員の業務に携わることは今回初めてになります。この数か月の業務を通じ、皆様が地域で福祉保健活動にご尽力いただいていることを実感しており、担当として、皆様の活動が円滑に行われるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

編集後記

民生委員活動の情報をお伝えすることに、微力ながら携わることができましたことに大変うれしく思います。
(屏風ヶ浦第一地区 香宗我部 日出子)
コロナ禍での訪問、一工夫されていると思います。今年こそはと期待していましたが、まだまだ無理なようです。
(屏風ヶ浦第二地区 天野 政代)

広報委員会名簿

- 根岸地区 紙谷 三枝子 ●屏風ヶ浦第一地区 香宗我部 日出子
- 滝頭地区 梅澤 晴子 ●屏風ヶ浦第二地区 天野 政代
- 岡村地区 田辺 美代子 ●杉田地区 涌田 伸子
- 磯子地区 佐藤 百江 ●上笹下地区 両角 律子
- 汐見台地区 早瀬 不二男 ●洋光台地区 小川 恵美
- 顧問:荒井 章代 高松 弘子 屋代 昭治

磯子消防署と訪問活動を行いました!

住宅火災警報器の設置が義務づけられてから10年が過ぎて、警報器の電池切れの時期にきています。

一人暮らしの方への訪問で、警報器が設置されているか、正しく作動するか、住宅の中の設置場所の確認と警報器のテストを行いました。

4件の訪問先は、全て使用可能でした。ガス台の周りの安全性の注意点なども消防署の方から指導していただきました。

今年の6月は、異常なほどの暑さで、熱中症の心配もあり、クーラーを入れてくださいと言っても、クーラーの風は嫌だと、説得するのに苦労しました。水分も取ってくださいと防災とは別に指導もしていただきました。

(磯子地区 佐藤 百江)



もくじ

区長就任から半年を振り返って/磯子消防署と訪問活動を行いました!	1
各地区での活動報告	2
活気にあふれた磯子まつり/赤い羽根共同募金に思うこと/事務局紹介/編集後記	4

各地区での 活動報告

磯子地区

●らくらく健康体操

コロナ感染も今だ治まらず、加えて熱中症アラートも発表された7月末に参加者が少ない中、民生委員も参加して行いました。

初めに、手足のストレッチから始まり、手振り・足踏みと速度を変えて準備運動をしました。テニスボールや手拭いを使っての凝りほぐしや筋膜がし、「あんたがたどこさ」「迷子の子猫ちゃん」といった童謡にふりを付けた体操などを行いました。

中でも二人一組で背中を手で温めあい、大変リラックスしました。

個人的には、翌日筋肉痛になり、1時間半の体操は結構な運動量なのだと実感しました。

(鈴木 依子)



杉田地区

●こんにちは 赤ちゃん訪問員です! 赤ちゃんお誕生日おめでとうございます。

磯子区では、46人の方が横浜市から委任され活動しています。杉田地区は、5人の仲間で、子育て支援の地域の情報提供とお祝いの品物を、玄関先で直接お渡ししています。生後4か月までの全ての赤ちゃんが対象です。毎月1回、区役所での連絡会で研修を受け、個人情報の扱いや訪問時の対応の仕方など研修を受けています。

健やかに赤ちゃん達が成長することを願いつつ、今度はどんな出会いがあるのか楽しみに、赤ちゃん訪問活動を頑張りたいと思います。

(涌田 伸子)



根岸地区

●小学校への訪問支援活動の実施

根岸小学校では、一年生が早く学校になれるように民生委員・児童委員に協力依頼があり、一時間目に民生委員・児童委員が各クラスについて上履きの履き替えから下駄箱にきちんと入れること、ランドセルを棚と同じ向きで入れることや授業の準備などのお手伝いを10日間しています。子どもたちが10日間で、できることが増えてすぐ成長していく様子が楽しくあつという間でした。

5・6年生の家庭科のお手伝いも行っています。5年生には初めてのソーイングで、たま結び、たまどめなどを教えています。針に糸がなかなか通らなかつたりする子もいたり、6年生はミシンの使い方など先生一人ではなかなか難しいこともあるので教えています。

学校の花壇にもお花を植えたりしています。今年はヒマワリが子どもたちをお迎えしていました。(鳥海 俊一)



汐見台地区

●見守りネットワーク「見守り員情報交換会」の開催

コロナ禍で延期されていた『見守り員との情報交換会』は、6月4日汐見台会館にて、総勢51名の参加で、約2年ぶりに開催されました。最初に日本消費生活アドバイザー・

コンサルタントによる「高齢者の消費者被害防止」に向けた講演、区役所等からの個別案件のご説明に続き、主題である「高齢者見守り活動」について、参加者全員を6班に分けた班別意見交換の後、各班代表による発表を行いました。限られた時間の中で、コロナ禍での活動等、充実した内容の意見交換ができました。また、会議内容が、後日、速やかに参加者全員に紙ベースで配信され、今後の活動へ向けて有効活用が期待できた非常に有意義な情報交換会となりました。(早瀬 不二男)



上笹下地区

●コロナ禍での民児協活動

日々の活動としては直接対面をし、顔と顔の見える関係で問題の解決に当たりますが、コロナ禍の中では、電話やインターフォン越しでの話しや往復葉書を活用し、安心して相談できる相手になりたいと思います。また、つなぎ役として区役所、ケアプラザ等関係団体とも連絡を取り合い協働した見守りを行いたいと思っています。

磯子消防署の職員さんと合同訪問や共同募金、10月に地区社協の収穫祭にも参加しました。

(神谷 孝)



滝頭地区

●三町内合同で行う対話集会「茗の会」

茗の会ではコロナ禍でも感染症対策し、会を2回に分けるなど工夫し開催しています。

今回は人気の「ポーセリンアート」を行いました。マグカップに好みのデザインシールを自由に貼っていきます。デザインシールは、講師の深谷住江先生が豊富に揃えて下さいます。

シールを選ぶ時、貼る時のわくわく感。つい時間を忘れて夢中になります。出来上がりを先生が持ち帰り窯で焼いて下さり、カップが手元に届いた時の皆さんの嬉しそうな顔。こちらまで笑顔になります。作って楽しい、見て楽しい、使って楽しい「ポーセリンアート」。

次回もまた沢山の皆さんに参加して頂き、笑顔いっぱいの方にしたいと思います。(梅澤 晴子)



屏風ヶ浦第一地区

●コロナ禍に介護予防講座を開催しました

新型コロナウイルス感染と戦い続け2年以上になり、ストレスや身体機能の低下が心配の今日。磯子地域ケアプラザと磯子センチュリー自治会の協賛で介護予防講座『ハツラツ 健康づくり』を5月～8月まで7回開催する予定でした。ただ聞くだけでない皆が参加する講座で、様々な分野から色々な事を教わり参加者の気持と熱意が感じられ、毎回有意義な内容でした。が、コロナウイルス第7波の感染拡大が酷くなり、残り3回が中止となり残念の一言に尽きます。(香宗我部 日出子)



岡村地区

●みんなの広場 マグネットの開設

泉谷地区に住まいを活用した地域の憩いの場「みんなの広場 マグネット」が開設されました。

主催者は、長年児童館で勤務し退職を機に「住民が気軽に立ち寄れる場所を作りたい」と、幼少期を過ごしたご実家を開放していただきました。

小学生は宿題のあと友達と遊んだり、乳児を連れたママさんもベテラン民生委員さんと楽しく時間を過ごしておられたのは微笑ましかったです。

立ち上げには磯子区社協、滝頭ケアプラザが協力していただきました。

今後は地域をはじめ民生委員も活動に協力させていただきたいと思っています。(本間 太一)



屏風ヶ浦第二地区

●身近なつながり・支えあい活動についての研修会開催

8月12日、屏風ヶ浦第二地区では、磯子区社会福祉協議会事務局長伊藤学氏を講師に研修会を開催しました。身近なつながり・支えあい活動の推進は、情報の共有、集まれる場所等が必要で、制度だけでは解決できない仕組みを作っていくことです。

事例としては、①関わり続ける ②マンション内にふれあい活動員 ③認知症カフェ ④他人事ではない「孤独死」、ポイントとして、①お互いの信頼関係 ②見守る人を増やす ③交流できる居場所づくり

最後に、高松会長より、「皆様方が困った時は、社協、区役所に相談を」の言葉で終わりました。これからの活動に生かしていきたいと思っています。(天野 政代)



洋光台地区

●コロナ禍での地区定例会の模様

コロナ禍でマスクをつけて同じ方向を向いての定例会ですが、6月にはヤングケアラーの研修を、7月には近くの地区の委員での話し合いをし、情報の共通理解を図れるようにしています。

また、大きな行事が中止となり委員同士のふれあいが希薄になっている状況を何とかしようと、毎月の活動記録提出時に近況を書いてもらった「ちよつと一言」を定例会で配っています。自分の趣味や健康の事、高齢者への訪問時の出来事、地区での催し物の事等いろいろです。おしゃべりに代わる交流として役立っています。(澤野 鏡子)



主任児童委員 活動紹介

私たち主任児童委員は、子育て連絡会や、要保護児童対策地域協議会などを通して、子どもたちの現状の把握や情報交換など、顔の見える関係づくりに努めています。

特に、スクールソーシャルワーカー(SSW)との意見交換会は初めて実施しましたが、多くの事を学ぶ機会となり、今後も続けていきたいと思っています。

また、小中学校の先生との情報交換などの機会は減少し残念ではありますが、専任の先生との交流会は必ず再開したい事です。

今後とも、未来担う子どもたちの声に耳を傾けながら、そっと寄り添った見守りを続けていきたいと思っています。(中島 裕見子)

